

令和6年度 鏡わかあゆ高等支援学校 生徒心得

はじめに（生徒心得の目的）

- (1) 社会に出てからの様々な集団の中で、ルールを守れる大人に成長するため。
- (2) 身の回りの様々な危険や危機を回避するため。
- (3) 学校を学習の場としてふさわしい秩序ある場とするため。

以上のことを目的として、「生徒心得」を設けます。

生徒のみなさんには、充実した学校生活を送ってほしい。そのためには、一人一人の協力とルールを守る心がけが必要です。以下のことからを守り行動してください。

1 服装・頭髪等

- (1) 制服着用時は、就労面接等の場にふさわしい身なりにすること。
- (2) 冬服期間は10月～5月、夏服期間は6月～9月とし、気候等に応じ各自で適宜移行する。（冬服期間において、式や学校行事等の際は、ジャケットを着用する）
- (3) 諸規定

制服	<ul style="list-style-type: none"> ・本校指定のものを着用する。 ・登下校時、また授業中は必ずネクタイやリボンを着用することとする。ただし、夏服着用時はノーネクタイ／リボンとする。また、ポロシャツ着用時はノーネクタイ／リボンも可とするが、ジャケット着用時は必ずネクタイやリボンを着用することとする。 ・スラックスは裾を踏まない程度の長さ。 ・スカートは膝が隠れる程度の長さ。折り返さない。 ・学校行事等の際は、校章入りの学校指定のものを着用する。 	
防寒着	全般	・手袋、ネックウォーマー、マフラー、耳あて、ニット帽、ジャンパー等の着用は、原則登下校時のみとする。
	ジャンパー等	・ジャンパー等は、落ち着いた色を基調とした派手でないものとする。
	セーター等	・セーター等は、丸襟、V襟のもので、ネクタイ、リボンが見え、また制服ジャケットから出ないものとする。 ・色は、白、黒、紺、グレー、ベージュ系を基調としたものとする。（襟や裾のライン、ワンポイントは可）
	手袋等の小物	・派手でないもので、マフラーは安全面に十分留意して使用する。
通学靴	・革靴、スポーツシューズ、スニーカーとする。	
靴下	・派手でないものとする（式の際は、白、黒、紺、グレー）。 ・タイツは黒、紺とする（冬季のみ）。	
ベルト	・色は黒、紺、茶系とする。 ・柄物、バックルが大きいものは不可。	
通学バッグ	・用途に合ったものを使用する。ただし、派手なものは避ける。	
頭髪・眉など	<ul style="list-style-type: none"> ・髪は常に清潔にし、学習の邪魔にならないように整える。 ・肩にかかる場合は、ヘアゴムで束ねる。 ・パーマメント、カール、髪染め、脱色、髪飾りはしない。（髪質・縮毛・白髪については相談する） ・眉そりは、身だしなみを整える程度とする。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・化粧、マニキュア、カラーコンタクト、ピアス、アクセサリー等の装飾品はしない。 ・腕時計は、高額かつ華美すぎないものを着用する。また、時計機能以外の機能は使用しないものとする。※事情がある場合は、学校の許可を得てから着用する。 	

2 通学

(1) 登校時は余裕をもって登校し、下校時は速やかに下校する。また、寄り道をしない。

	登校時刻	始業時刻	終業時刻	同好会終了時刻
普通科	8:40	8:45	15:15	15:50
専門学科	8:40	8:45	15:45	16:50

(2) 制服で通学し、交通ルールや乗車マナーを守る。

(3) 届け出た経路で通学する。やむを得ず変更する場合は、事前に相談して学校の許可を得る。

(4) 有佐駅と学校間は、安全確保の観点から自転車の利用はせず、公共交通機関（バス）の利用、または徒歩とする。

(5) 病気やその他の理由でやむを得ず欠席、遅刻する場合は、必ず学校に早目に連絡する。（保護者からの連絡を基本とする）

3 交通

(1) 自転車通学について

ア 登下校の経路中及び現場実習の通勤経路中に自転車を使用する生徒は、「自転車通学許可願及び誓約書」を提出し、承認を受けること。

イ 自転車通学の許可については、交通機関の有無、通学距離、地形の状況、防犯登録、保険（TSマーク付帯保険等）の加入状況、生徒の様子を考慮し、慎重に審議する。

ウ その他

自転車通学に必要な事項は、「自転車通学に関する諸規定」に記載する。

(2) 原付免許取得、自動二輪免許取得について

ア 原付免許、自動二輪免許の取得については、卒業式の翌日以降とする。

イ 卒業式以前に免許証を取得した場合は、特別な指導の対象とし、免許証は卒業式まで保護者の責任において保管する。

(3) 普通自動車免許取得について

ア 普通自動車免許取得は、原則として進路の目途が立った生徒（進路先から内諾を得た生徒）について認める。

イ 普通自動車免許取得を希望する生徒は、事前に「自動車教習所入校許可願」を提出し、承認を受けること。

ウ その他

普通自動車免許取得に必要な事項は、「普通自動車免許取得に関する諸規定」に記載する。

4 学校生活

(1) 学習の場にふさわしい雰囲気为学校にすするため、礼儀を重んじ、規律を守り、他人の迷惑になるような言動を慎む。

(2) 用事のない教室には、許可なく出入りしない。

(3) 教師の許可なくICT機器等を使用しない。

(4) 学校内の公共物は大切にし、故意に破損したときには弁償する。

5 交友・交際

(1) 態度、言葉遣いなどは高校生として礼儀正しく、素直であること。

(2) 年齢や性別に関わらず、お互いを尊敬・尊重し合うこと。

(3) けんかや乱暴な行為はしない。また、いじめは絶対行わない。

(4) 交際は、お互いを尊重し合い、適切な距離を保って関わること。

(5) 友人宅へ行く場合は、双方の保護者の了解を得た後、保護者がいる時間に限る。

(6) インターネットやSNS等で知り合った面識のない人とは会わない。

6 所持品

- (1) 貴重品（スマートフォン、携帯電話、財布、定期券等）は、紛失防止のため登校時に担任に預け、下校時に受け取る。
- (2) 必要以上の金銭、学習に必要な無いものを持ってこない。
- (3) 刃物（カッターを含む）やその他の危険物は所持しない。
- (4) 生徒間で物や金銭の貸し借りは行わない。

7 スマートフォン（携帯電話）の使用

- (1) 他人を傷つけるような書き込み、個人情報（顔写真、電話番号、住所等）をネット上で公開しない。
- (2) SNS 等で見知らぬ人とメール等でやりとりをしたり、コミュニティーサイトや出会い系サイト等を利用したりしない。その他類似するアプリケーション（マッチングアプリ等）を利用しない。
- (3) スマートフォン（携帯電話）の学校への持込は、事前に学校へ「スマートフォン（携帯電話）学校持込許可願」を提出し、承認を受けること。
- (4) 登下校中（移動時以外）の使用は、モラルやマナーを守った範囲で認めるが、校内での使用は禁止する。
- (5) イヤホンの使用は、電車やバスの待ち時間及び乗車時にのみ認める。また、登校後は、貴重品と一緒に担任に預け、下校時に受け取る。
- (6) スマートフォン（携帯電話）を校内に持ち込む場合、生徒昇降口手前のスペースにて、登校時は電源を OFF、下校時は電源を ON にする。
- (7) 自転車走行中及び歩きながらスマートフォンの使用は、絶対にしない。
- (8) 生徒間のスマートフォン（携帯電話）等の貸し借りは行わない。
- (9) スマートフォン（携帯電話）の使用規定を守れないときは、保護者の責任において保管する。

8 校外生活

- (1) 帰宅時刻については以下のとおりとし、以降の夜間外出は保護者同伴とする。
6月～9月 19：00 10月～5月 18：00
- (2) 危険なところ、未成年（18歳未満）のみで出入りが禁止されている場所へは立ち入らない。
 - ・カラオケボックス（※保護者との利用は可）
 - ・ゲームセンター及び商業施設のゲームコーナー（※保護者との利用は可）
 - ・インターネットカフェ、パチンコ店・麻雀荘 等
- (3) 無断外泊はしない。
- (4) 法律に触れる有害・危険な行為は絶対にしない。
飲酒、喫煙、薬物乱用、暴力、脅迫行為、窃盗、破廉恥行為、交通違反行為等

9 政治的活動等

- ※「政治的活動等」とは、例えば、「〇〇候補者・△△党に投票して」と人に頼んだりすること（選挙運動）、「〇〇候補と一緒に応援して」と人を誘ったりすること（政治的活動）である。
- (1) 本校生徒として、選挙について関心を持ってしっかり学ぶ。
 - (2) 公職選挙法等の決まりを守る。

10 アルバイト

- (1) アルバイトは、長期休業中（夏休み、冬休み、春休み）に認める。ただし、長期休業中にアルバイトをした上で、課業中（土日祝日）にやむを得ずアルバイトを必要とする場合は、別途審議する。
- (2) アルバイトを必要とする生徒は、事前に「アルバイト希望用紙」及び「アルバイト承認願」を提出し、承認を受けること。
- (3) その他
アルバイトに必要な事項は、「アルバイトに関する諸規定」に記載する。

11 規則違反に対する指導（特別な指導・嚴重指導）

- (1) 上記1～10に違反した場合、教育上の必要性から、内容に応じた特別な指導（学校謹慎・家庭謹慎）または嚴重指導を行う。
 - ア 特別な指導（学校謹慎）
授業には参加せず別室で過ごす。管理職等からの説諭、反省につながる学習、授業に準じた課題学習等を行う。
 - イ 特別な指導（家庭謹慎）
自宅で授業に準じた課題学習、担任等による家庭訪問等を行う。不要な外出は認めない。
 - ウ 嚴重指導
生徒指導部、学科主任等（内容によっては学校長の場合もある）による説諭
- (2) 特別な指導は、学校長が保護者同席のもと指導内容を申し渡す。
- (3) 学校内だけの判断が適当でない場合には、警察・児童相談所・医療機関等の関係機関と連携をとったうえで、特別な指導の内容を決定する。
- (4) いじめや暴力行為等により生徒等の生命・身体に対して危険があるときや、学校全体に対して深刻な脅威がある場合には、警察等に通報する。

12 その他

- ・身分証明書は、希望する生徒に発行する。
- ・ここに記載されていない事項については、別途審議し、学校長が判断する。